

税に関する証明書様式変更のお知らせ

令和7年12月22日(月)より、総務省による全国的な自治体基幹業務システム標準化のため、税に関する証明書が国の定める様式に変更となります。

【変更となる主な証明書】

令和7年12月 21日まで	令和7年12月 22日から	主な変更内容及び代替の証明書
所得・課税(非課税)証明書	課税(非課税)証明書	A4横型からA4縦型になります。
所得証明書	(廃止)	課税(非課税)証明書を取得してください。
扶養証明書	(廃止)	※所得に関する証明は「課税(非課税)証明書」に統一されます。
児童手当用所得証明書	(廃止)	
事業証明書	営業証明書	代表者氏名・事業種目が新たに記載されます。
納税証明書	納税証明書	1年度毎に1枚200円の手数料、1枚につき9項目まで記載(税目の区別なし)となります。
小型特殊自動車・原動機付自転車標識交付証明書	原動機付自転車・小型特殊自動車標識交付証明書	名刺サイズからA4縦型になります。
小型特殊自動車・原動機付自転車試乗標識交付証明書	原動機付自転車・小型特殊自動車試乗標識交付証明書	A5横型からA4横型になります。
課税台帳登録事項証明書	(廃止)	固定資産(土地・家屋)評価証明書を取得してください。
固定資産価格通知書	(廃止)	
固定資産評価証明書	固定資産(土地・家屋)評価証明書	
固定資産公課証明書	固定資産(土地・家屋)公課証明書	レイアウト等の一部変更はありますが、記載内容に大幅な変更はありません。
名寄帳兼課税(補充)台帳	名寄帳兼(補充)課税台帳(土地・家屋・償却資産)	

※完納証明書、軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)については、レイアウトの一部変更はありますが、記載内容に大幅な変更はありません。